

平成19年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民事訴訟法]

売買代金請求訴訟の第1回口頭弁論期日において、原告が請求原因が記載されている訴状を陳述した後、被告が次のような各陳述をした場合、裁判所は、その後どのように手続を進めるべきか。なお、各陳述は独立のものとし、いずれの場合も訴訟要件については問題がないものとする。

【50点】

- (1) 被告が、「請求原因は認める。被告の主張はとくにないが、生活が苦しいので、分割払を認めてほしい。」と陳述した場合。
- (2) 被告が、「請求原因は否認する。もし原告の債権が認められるのであれば、被告の原告に対する債権で相殺する。また、請求原因が認められるとしても、その売買契約は要素の錯誤により無効である。」と陳述した場合。